

# 日常生活自立支援事業

町内にお住まい、または施設や病院に入所・入院している、高齢者、障害者などで、契約などの判断をすることが不安な方、金銭の管理に困っている方などをお手伝いするものです。

実施主体である県の社会福祉協議会の委託を受け、町社会福祉協議会で実施しております。

## 1. サービスの種類

### ①福祉サービスの利用援助

福祉サービスが安心してご利用できるようにお手伝いします。

- さまざまな福祉サービスの利用に関する情報のご提供、相談
- 福祉サービスの利用における申し込み、契約の代行・代理など
- 福祉サービスの利用料金の支払い代行
- 福祉サービスの苦情を解決するための手続き

### ②日常的な金銭管理サービス

毎日の生活に必要な金銭の出し入れをお手伝いします。

- 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- 病院への医療費支払いの手続き
- 税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金のお支払いの手続き
- 日用品購入の代金支払いの手続き
- 預貯金の出し入れ、または預金の解約などの手続き

### ③ 書類等預かりサービス

大切な印鑑や通帳などを安全な場所でお預かりします。

#### 保管できる証書類(例)

- ・年金証書、預貯金通帳、証書（保険証書、不動産権利証書、契約書など）

実印、銀行印、その他適当と認められる書類など（カード含む）

\*なお、宝石、絵画、骨董品、貴金属類は、お預かりできません。

## 2. サービスの利用手続き

### サービス提供までの流れ

#### ① まず社会福祉協議会にご連絡ください

- ・ご本人以外でも、ご家族など身近な方、行政の窓口、民生委員などをつうじてのお問い合わせにも対応いたします。

#### ② 担当者がご自宅などへ伺います。

- ・専門的な知識のある担当職員が、ご自宅等を訪問し相談にのります。
- ・ご相談にあたってはプライバシーを配慮し、秘密は必ず守りますのでお気軽にご相談ください。

#### ③ 利用希望者の意向を確認しながら、支援計画を作ります。

- ・サービスを利用したいけれど、どうしたらよいかよくわからないなど、お困りのことと、ご希望をお伺いします。
- ・意思確認のあとで、契約内容・支援計画をご提案します。

※その後、契約締結審査会において、本事業に対象者の要件が該当するか、また契約内容が適切であるか否かについて判断を行います。

#### ④ 要件が該当となる場合は、ご利用契約を結び、サービスが開始されます。

- ・納得いただければ、利用される方と社会福祉協議会とが利用契約を結びます。
- ・支援計画に沿って担当職員がサービスを提供します。

## 3. 利用対象者

- ・町内に居住、または、病院や施設に入所している方
- ・認知症高齢者、知的障害者、精神障害者、などで判断能力が不十分な方

- ・身体障害者や、65歳以上の高齢者など

※ ご本人にサービス利用の意思があり、契約内容がある程度理解できることが前提となります。

#### 4. 利用料

- ・ご相談や支援計画の作成にかかる費用は無料です。
- ・サービスの利用料金は、次のとおりになっています。

サービス区分	利用者区分	利用料金
◎ 福祉サービスの 利用援助サービス	生活保護受給者、前年度の所得税が非課税の者	0円/月
	前年度の所得税が30,000円以下の者	2,500円/月
	前年度の所得税が30,001円～140,000円の者	5,000円/月
	前年度の所得税が140,001円以上の者	10,000円/月
◎ 日常的金銭管理 サービス	生活保護受給者、前年度の所得税が非課税の者	0円/月
	前年度の所得税が30,000円以下の者	2,500円/月
	前年度の所得税が30,001円～140,000円の者	5,000円/月
	前年度の所得税が140,001円以上の者	10,000円/月
◎ 書類等預かり サービス	一律	500円/月

ご相談・お問合せは

### 社会福祉法人 松田町社会福祉協議会

〒258-0003 松田町松田惣領17-2

TEL 0465-82-0294

FAX 0465-82-9241